

鉛中毒対策に関する記述の主な論点

1. 鉛製銃弾由来の野生鳥獣における鉛中毒についての基本指針の記述

総論的には「I 第六5」に記述がある他、許可要件や指定猟法禁止区域等、鉛製銃弾の規制に係る制度の運用に、個別に言及されている。指定管理鳥獣捕獲等事業に関しては、捕獲した鳥獣の放置に関する事項を定める場合には非鉛弾を使用すること、また、捕獲数の増加に伴って回収できなかった捕獲個体の採餌による猛禽類等の鉛中毒被害を防止する旨が記述されている。

現行の基本指針には、野生鳥獣の鉛製銃弾由来の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析する考え方が示されていない。

2. 鉛中毒対策に関する記述の主な論点

(1) モニタリング体制の整備についての記述

野鳥の鉛中毒状況のモニタリング体制の整備について、新たに記述する。鉛製銃弾由来の鉛中毒が生じる原因は、水鳥と猛禽類によって異なるため、分けて記述をする。

① 水鳥

水鳥の糞便から鉛汚染状況を検査する方法を検討。

② 猛禽類

猛禽類の鉛中毒の状況を、直接捕獲することで把握することは難しい。そのため、指標種となりうる普通種の汚染状況から推定を行う手法、猛禽類の生息地周辺における銃器の使用状況等からバックグラウンドの汚染状況の推定を行う手法等、影響を把握するために有効な手法を検討。

(2) 鉛製銃弾の規制に関する事業や制度についての記述

モニタリングの結果を踏まえながら、鉛製銃弾の使用状況や汚染状況を踏まえて、鳥獣保護管理法で用いることのできる制度の活用のあるあり方を記述する。また、多数の水鳥の飛来地となる水域及び大型猛禽類の重要な生息地については指定猟法禁止区域制度の活用を図る等が考えられる。

(3) 非鉛製銃弾に関する情報の普及についての記述

非鉛製銃弾の普及に関しては、銃弾の堅さの違いによる跳弾の懸念や、性能についての誤解、鉛製銃弾と比較した価格の問題等が指摘されている。そのため、研修会や講習会等の機会を通じて、非鉛製銃弾の性能や調達方法等の情報の普及を検討する。